

外環の2・練馬訴訟・本日の判決の概要

第1 主文

- ・原告1名以外については、原告適格がないとして却下。
- ・原告1名については、請求を棄却。

第2 理由の概要

1 判断枠組み

- ・行政の広範な裁量を認める。
都市計画変更に関し、変更しないという判断についても広範な裁量を認める。

2 事実認定

- ・東京都は都市計画変更をしないという判断を行った。
- ・外環の2の整備の必要性に関する東京都の判断が、合理性を欠くとはいえない。

3 当初の計画決定の目的との関係

- ・当初の目的は、外環本線（4車線）でまかなえない交通を賄うこと。
- ・外環本線地下化（6車線）により、当初の整備の必要性は失われた。
- ・しかし、認可申請時点で必要性があるという東京都の判断が合理性を欠くとはいえない。
- ・都計審等を経ない変更しない旨の決定（＝原告のいう都市計画の流用）が法令上許されないものではない。

4 「外環本線」地下化の目的との関係

- ・「外環本線」地下化の目的が、沿道環境を保全し、移転等の影響を極力小さくすることにあつたことは明らか。
- ・3キロ区間の幅員縮小、緑地整備等と、必要性から、「外環本線」地下化の目的と矛盾するとはいえない。

5 その他

- ・費用対効果を明らかにすべき法令上の根拠は見当たらない。
- ・当初の都市計画決定に瑕疵があつたとしても、都市計画変更により、瑕疵が治癒された。

第3 評価

- ・全体として、行政の裁量を広範に認めた、行政追随の判断。
- ・都市計画変更しない判断について、具体的にいついかなる手続きによつたかはまったく明らかにされていないにもかかわらず、変更しない決定があつたと認定。（行政の意思決定

は本来適切に行われ、記録され、説明されるべき。)

- ・一度都市計画決定してしまえば、あとは、行政は自由に都市計画の「流用」が可能となる判断。(本来、状況が変われば、住民合意も含めて新たな、慎重な検討が必要である。)
- ・当初の都市計画の目的や「外環本線」変更決定の目的は、原告の主張をおおむね認めながら、その変更(流用)につき極めて広範な裁量を認めた結果、ほとんど司法によるチェックが働いていない。

以上